



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

－ 輸入食品を中心に －

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 経済連携協定の現状
2. 原産品に関する原則的規定
3. 原産地規則の手続的規定
4. **TPP**について

1. 経済連携協定の現状

(1) 進捗状況

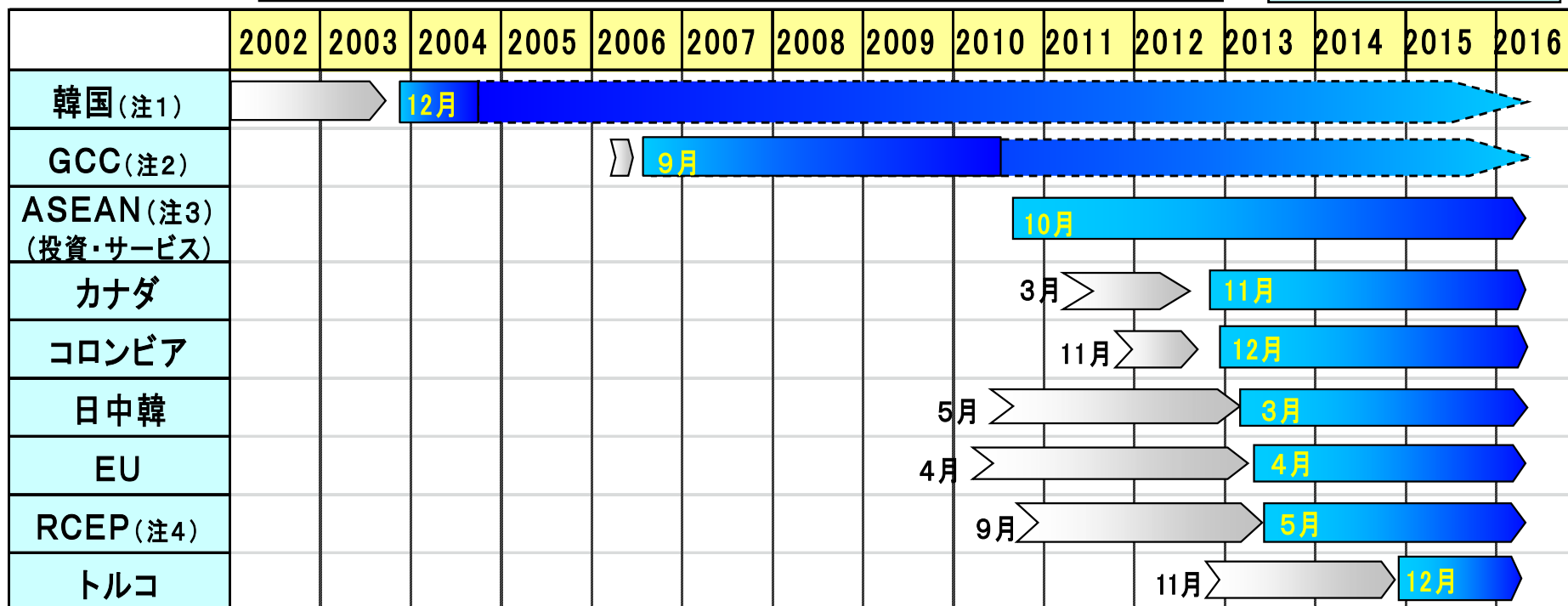
(2) 各関税率の例

(3) 関税上の特惠待遇

1. 経済連携協定の現状
(1) 進捗状況

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2016年6月時点)

 : 共同研究等
 : 交渉



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル	2016年 6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注5)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1) 日韓EPA : 1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2) GCC(湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)。2009年以降、交渉延期。

(注3) 日・ASEAN包括的経済連携協定 : 物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4) RCEP(東アジア地域包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)。

(注5) TPP(環太平洋パートナーシップ) : シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

ナット調製品の関税率の例

税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最恵国待遇※	GSP税率 Generalized System of Preferences=一般特惠制度	EPA税率 Economic Partnership Agreement = 経済連携協定		
2008.19-191	ナット調製品 (品名は簡略的な記載であり、 実行関税率表とは異なる。)	11%	5.5% (LDC FREE) Least Developed Countries =後発開発国	1% (タイ)	3% (アセアン)	2% (ベトナム)

※最恵国待遇＝WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の産品について同じ関税率を適用

関税上の特惠待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

(例) 日タイ協定第18条 関税の撤廃

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

→ 日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、**タイ原産品**について適用される。

日タイ協定に基づいて適用される税率も「特惠税率」という。

※このセミナーで使用する資料は、経済連携協定を適宜の形(例えば、日タイ協定、日タイEPA、タイ協定等)で表しておりますが、意味に違いはありません。

関税上の特惠待遇

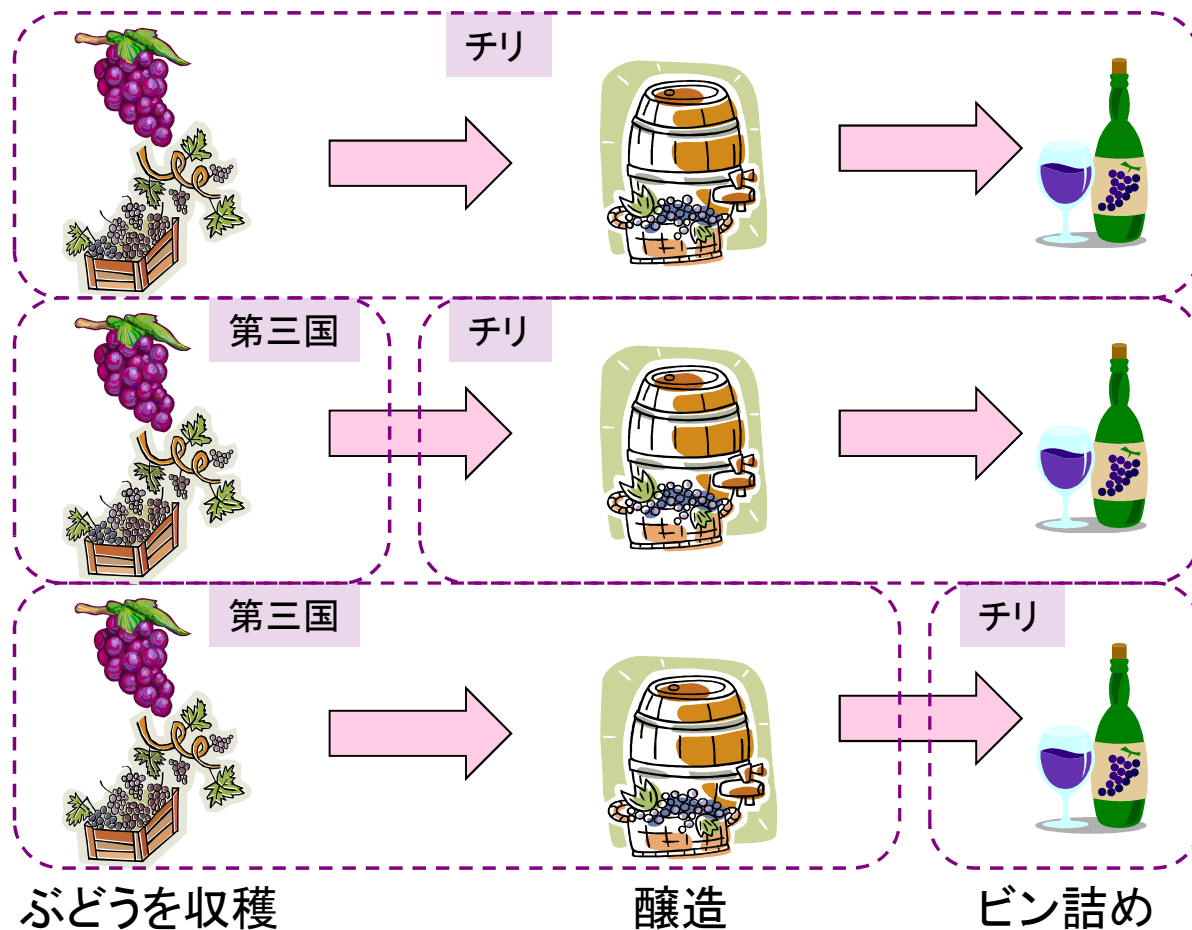
貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

- **一般特惠(GSP)に基づく税率**
開発途上国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低い一般特惠税率を適用。
- **経済連携協定(EPA)に基づく税率**
EPA締約国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用。

2. 原産品に関する原則的規定

- (1) 原産品とは？**
- (2) 特恵税率適用のための条件**
- (3) 原産地基準**
- (4) 原産品に関する救済的規定**
- (5) 実質的変更基準の例**

特惠税率を適用する相手国の産品とは？



チリから輸入されたワイン
といっても、材料や製造工
程に着目するといろいろな
ものがありえる。

EPAによる特惠税率の
対象となる相手国のワ
インとは何か決めてお
く必要がある。

原産地基準を定め、原
産地基準を満たす原産
品のみを特惠税率適
用の対象とする。

2. 原産品に関する原則的規定 (1) 原産品とは？

「原産地」とは、

- ①ひとりで勝手に「**決まる**」ものではなく、
- ②ある目的(政策目的)を達成するために(当該目的を達成することができるように)「**決める**」ものである。

生産国＝原産国でない
場合がある。

特惠税率適用のための条件

① 輸入される産品に関し、特惠税率が設定されていること

② 生産された貨物が、「原産品」とであると認められること
(=原産地基準を満たしていること)

→ この原産地基準を満たしていることを証明する書類が「原産地証明書」等

運送の途上で「原産品」という資格を
失っていないこと
(=積送基準を満たしていること)

→ この「積送基準」を満たしているこ
とを証明する書類が「運送要件証明
書」(通し船荷証券の写し等)

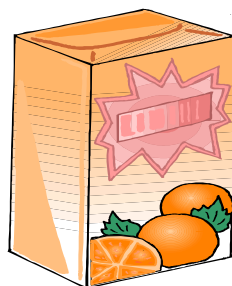
③ 必要な手続きを行なうこと

- ・ 税関に対して原産国や特惠税率を申告
- ・ 添付書類として原産地証明書等及び(必
要に応じ)運送要件証明書を提出

(=手続要件を満たしていること)

他の国

相手国



日本

税関



“EPA特惠税率が設定されていること”の確認

■ 手順1 関税分類番号の確認

- 輸入しようとする製品の関税分類番号「HS番号」を確認

HS番号???

HS条約締結国間で共通(6桁)。ただし、6桁以降は各国別の細分であり、日本の場合は9桁

関税分類番号(HS番号)

HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

類(2桁)・・・(例)第20類

項(4桁)・・・(例)第20.01項

号(6桁)・・・(例)第2001.90号

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
20.01		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分
2001.10		きゅうり及びガーキン
	100	1 砂糖を加えたもの
	200	2 その他のもの
2001.90		その他のもの
	110	1 砂糖を加えたもの (1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン
	120	(2)スイートコーン
	130	(3)ヤングコーンコブ
	140	(4)その他のもの
	210	2 その他のもの (1)パイヤ、ボポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルー

2. 原産品に関する原則的規定 (2) 特惠税率適用のための条件

“EPA特惠税率が設定されていること”の確認

手順2 EPA特惠税率の確認

設定されていない品目があることに注意！！

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率 Ta						
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブル Bru
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分												
2001.10	きゅうり及びびん												
100	1 砂糖を加えたもの	15%		(15%)	12%	無税	2.7%	無税	1.1%	2.2%	2.2%	3.3%	4.1
200	2 その他のもの	12%		(12%)	9%	無税	2.2%	無税	0.8%	1.6%	1.6%	2.5%	3.3
2001.90	その他のもの												
110	1 砂糖を加えたもの (1)パパイア、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスターアップル、パッションフル ー、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマ ンゴスチン	10%		7.5%	3.8%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無
120	(2)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税		無税	無税	1.9%	無税	無
130	(3)ヤングコーンコブ	28%		16.8%		無税	7.4%		6.3%	7.4%	7.4%	8.4%	8.4
140	(4)その他のもの	15%		(15%)	12%	無税	2.7%	無税	1.1%	2.2%	無税	3.3%	4.1
210	2 その他のもの (1)パパイア、ボボー、アボカド、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータ ン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスターアップル、パッションフル ー、ランソム、サワーサップ及びレイシ	10%		6%	3%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無
220	(2)マンゴー及びマンゴスチン	9%		6%	3%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	無
230	(3)スイートコーン	12.5%		7.5%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無
240	(4)ヤングコーンコブ	25%		15%	9%	無税	2.7%		0.8%	1.6%	1.6%	2.5%	4.1
250	(5)その他のもの	12%		(12%)	9%	無税							
250	ー しょうが												
290	ー その他のもの						2.2%	無税	0.8%	1.6%	1.6%	2.5%	3.3

物品を日本に輸入する場合のEPA特惠税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。(税関ウェブサイト 実行関税率表)

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

原産地基準3つのカテゴリー

日タイ協定 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、
2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の**原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

原産地基準 3つのカテゴリー

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

(b) 原産材料のみから 生産される産品

材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

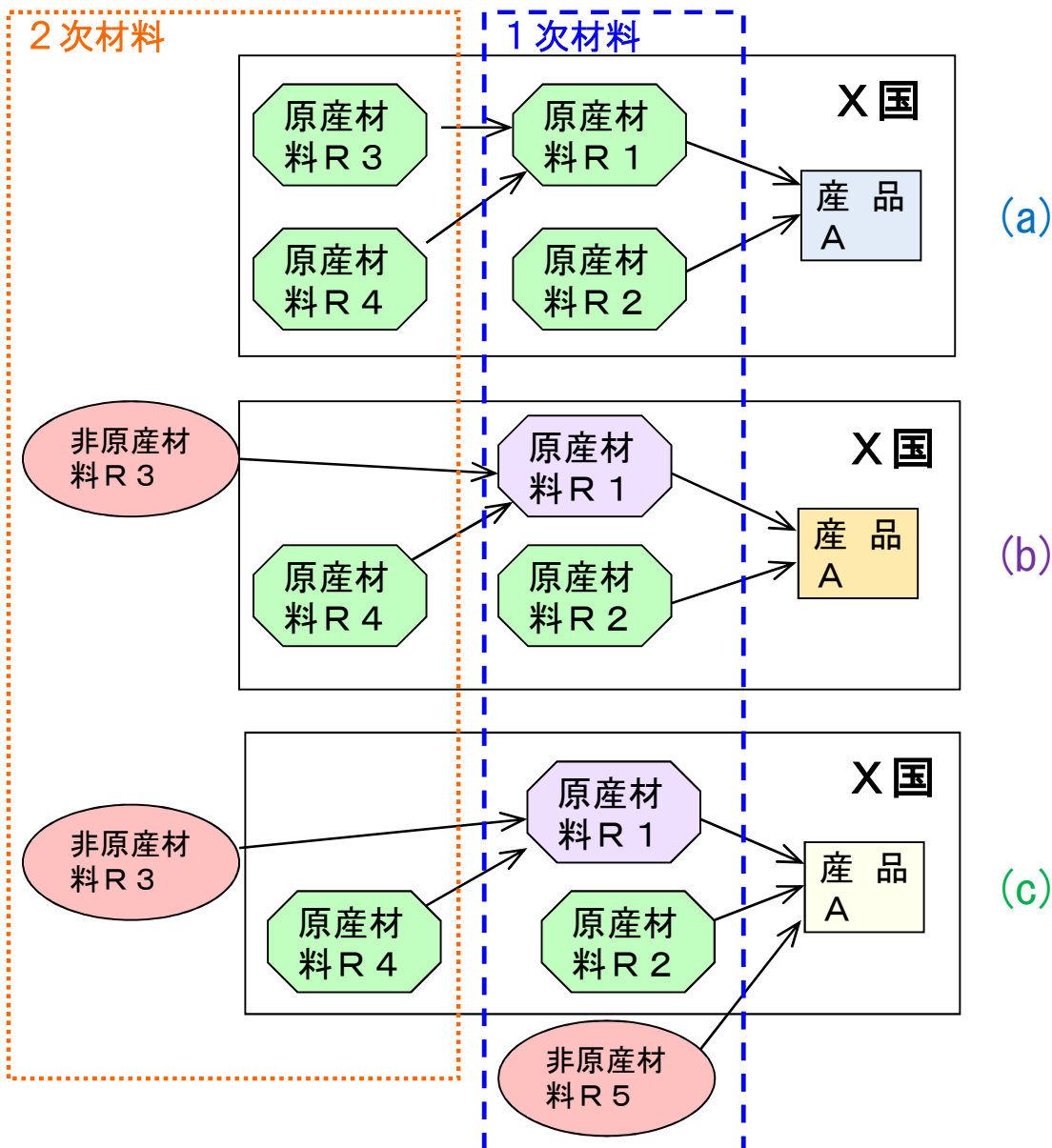
(c) 実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

(注) 協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、産品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

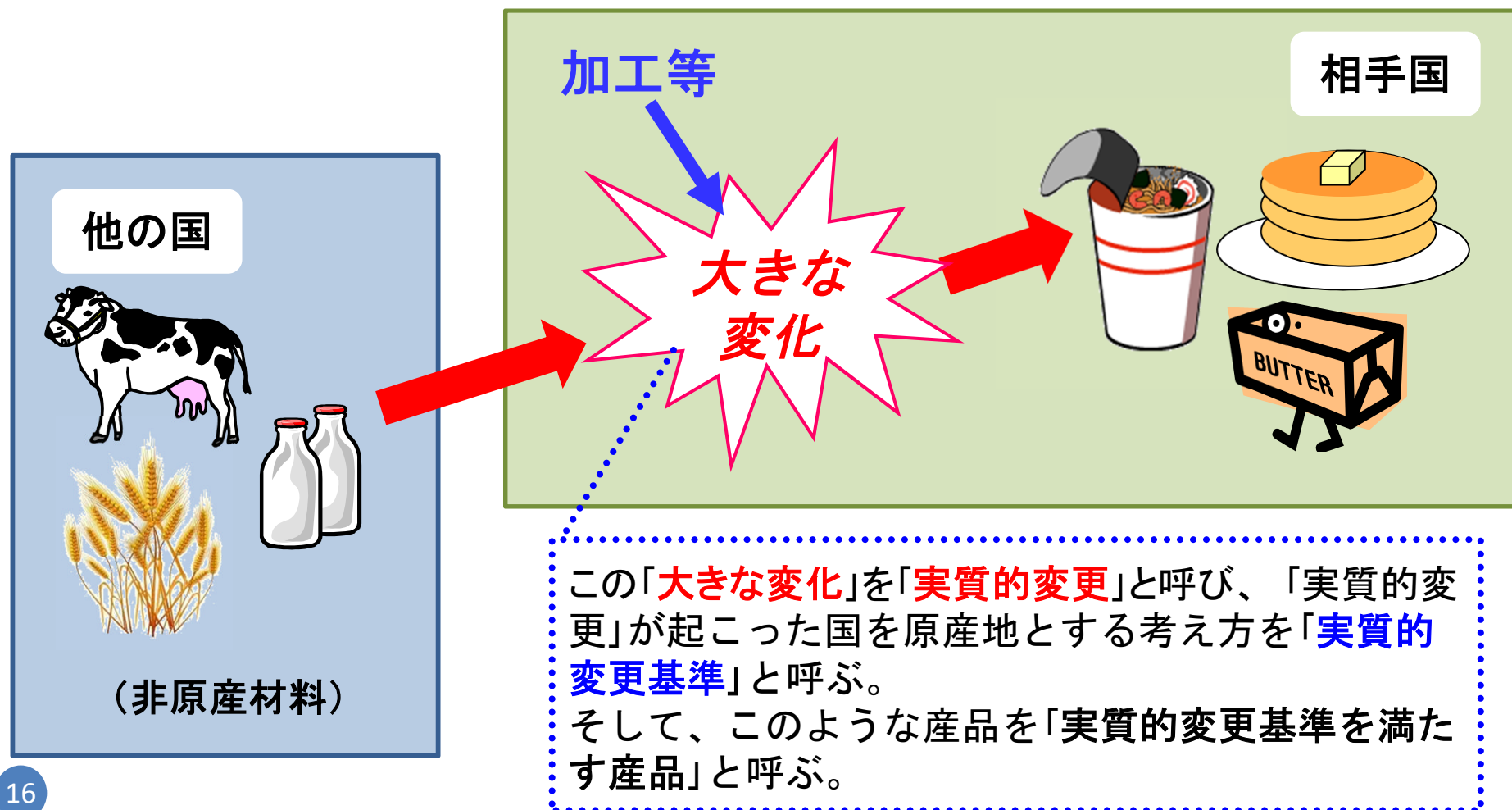
2次材料

1次材料



実質的変更基準

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準

すべての非原産材料と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

- 付加価値基準

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

- 加工工程基準

非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、EPAの「品目別規則」(例えば、日タイ協定附属書2)に規定されている。

品目別規則

非原産材料が使用されている製品について、その国の**原産品として認められるために必要なルール**(※)をHS番号毎に具体的に表したもので、協定毎に定められている。

なお、形式は協定毎に異なっている。

※関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

(HS
番号)

(ルール)

二〇・〇一		食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分	CC(第七類又は第八類からの変更を除く。)
-------	--	---	-----------------------

日アセアン協定
第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

品目別規則

※日アセアン協定品目別規則に 記載される略号の例

CC (Change of Chapter)
→ 2桁(類)の変更

CTH (Change of Tariff Heading)
→ 4桁(項)の変更

CTSH (Change of Tariff Subheading)
→ 6桁(号)の変更

- (b) 「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。
- (c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。
- (d) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

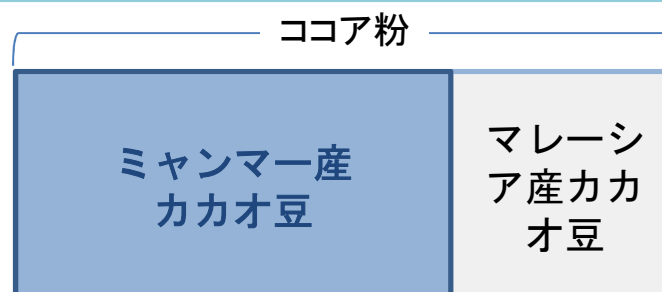
i : アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

① ココア粉 (第18.05項)

日シンガポール協定 第1805.00号 品目別規則

第1805.00号の産品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項のカカオ豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)

➤ 品目別規則を満たす例



➤ 原産品と認められない例



➡ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、シンガポール協定税率は適用できない。

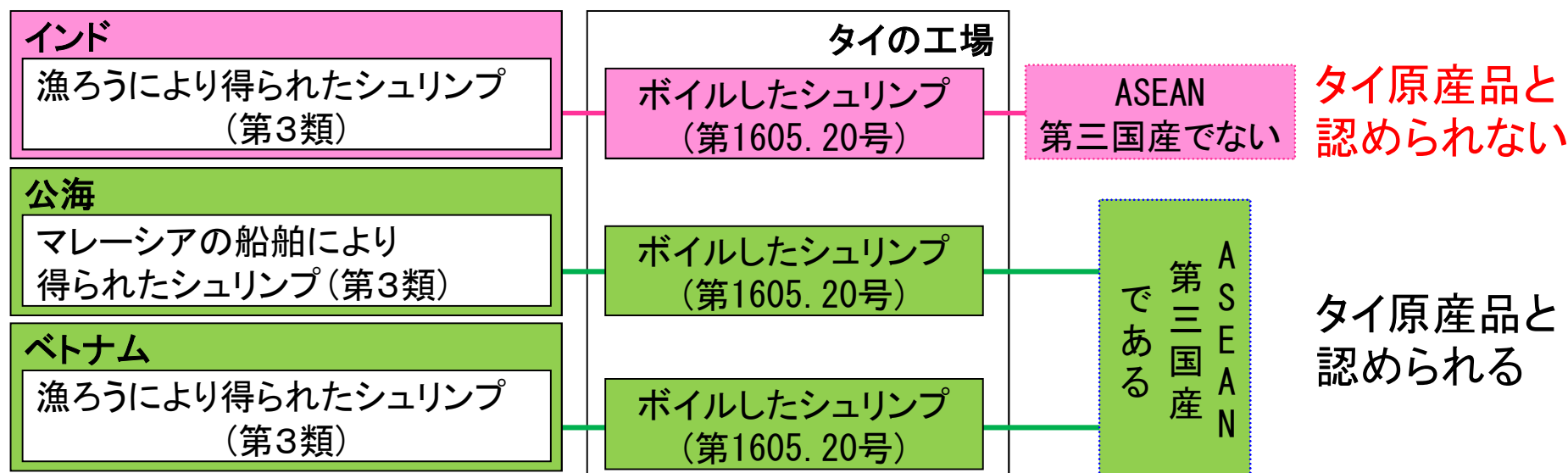
i : アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

②水棲無脊椎動物調製品(第1605.20号)

日タイ協定 第1605.20号 品目別規則

日タイ協定の場合、HS番号は2002年版

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろう**により得られ、又は**東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録**され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、タイ協定税率は適用できない。

ii : 日インド協定における農水産品の規則

日インド協定 第03.01項-第03.07項 品目別規則

締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において**完全に得られるものであること**

日インド協定では、**農産品（及び繊維製品）の品目別規則の多く**は、加工工程基準で規定されている。

 同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。

 上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、産品は原産品と認められない。

アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール等の比較対照表

HS 番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18—20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—

(注) ○印は対応する類に規則が存在することを表すだけであってその類のすべてが該当するものでない。

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日タイ協定 第2009.11号-第2009.49号 品目別規則

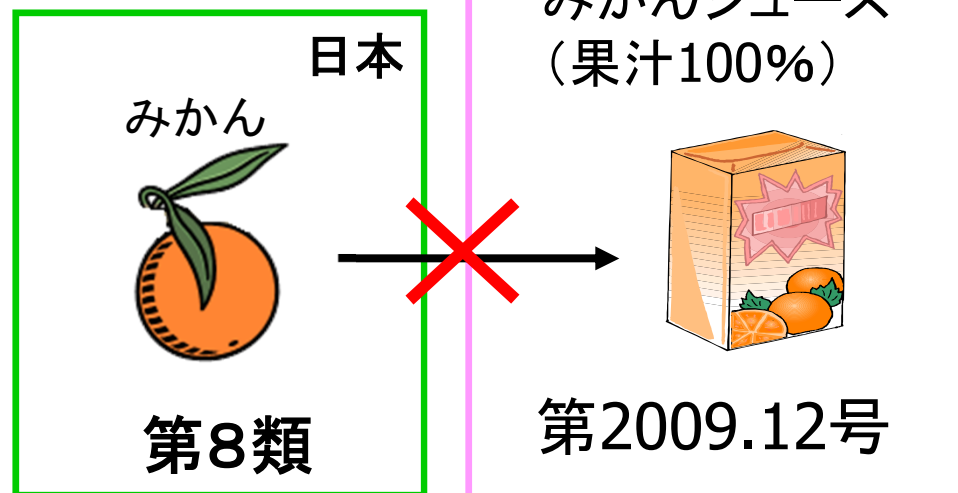
第2009.11号から第2009.49号までの各号の**産品への他の類の材料からの変更(第8類の材料からの変更を除く)**

非原産材料のみかん（**第8類**）が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品とは認められない。

しかし...

みかんが**日本の原産品**の場合、累積の考え方を適用して、**タイの原産材料とみなす**ことが可能となり、その結果、製品はタイの原産品と認められる。

タイ原産品の資格を獲得し易いという大きなメリットがある。



※原産地証明書に「**ACU**」の記載が必要

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

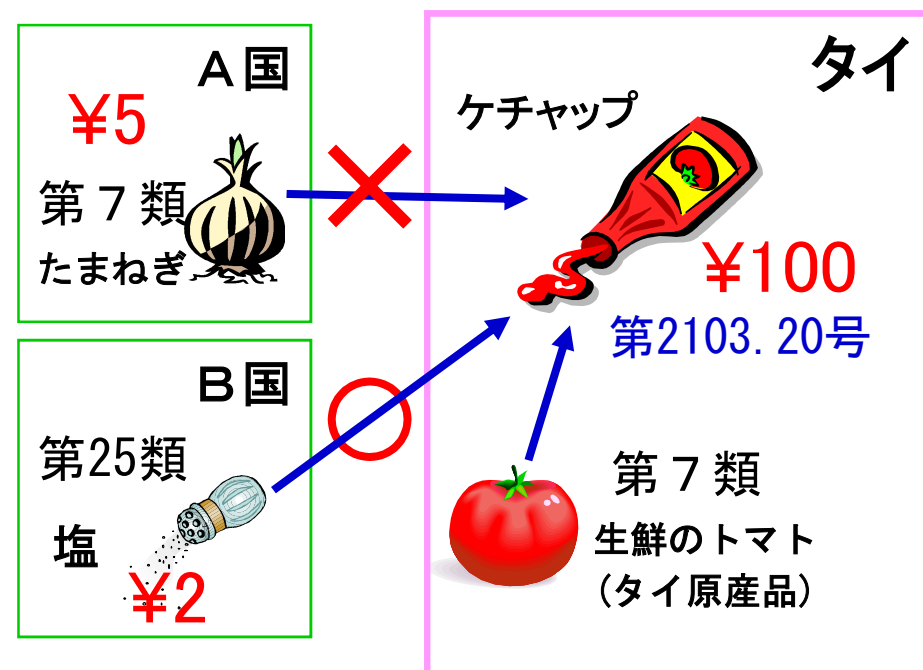
日タイ協定 第2103.20号 品目別規則

他の類の材料からの変更
(第7類又は第20類の材料からの変更を除く)

非原産材料の**玉ねぎ (第7類)** が品目別規則を満たしていないことから、製品はタイの原産品と認められない。

たまねぎの価額はトマトケチャップの価額の**5%** ← タイ協定の場合、**7%以下**なら僅少の非原産材料の規定が適用可能

製品は**タイの原産品と認める**ことが可能となる。



※原産地証明書に「**DMI**」の記載が必要

2. 原産品に関する原則的規定 (5)実質的変更基準の事例

実質的変更基準の事例

【事例概要】

- ・日タイ協定の特恵税率適用を想定
- ・当該締約国(タイ)以外の材料を使用してナッツ調製品(HS2008.19)をタイで生産する

配合表

商品名	Cashew Nuts ABC (N-20133152)	規格	150g
-----	---------------------------------	----	------

作成年月日

メーカー

ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD

印

	材料名	産地・メーカー	HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	食品添加 物	アレルギー 物質	遺伝子組換 えの有無
1	カシューナッツ	ベトナム	08.01						
2	カシューナッツ	インド	08.01						
3	せんべい	タイ	19.05						
4	砂糖	ベトナム	17.01						
5	ブドウ糖シロップ	タイ	17.02						
6	塩	タイ	25.01						
計						10.00			

ベトナム及びインド原産のカシューナッツを使用している。

ベトナム原産の砂糖を使用している。

2. 原産品に関する原則的規定 (5)実質的変更基準の事例

実質的変更基準の事例

【ポイント1】

日タイ協定の特恵税率を適用する上で、(タイの)非原産材料を使用する場合には、同協定の原産品の規定(第28条)に定める要件をみたすことが必要

配合表							
商品名	Cashew Nuts ABC (N-20133152)	規格	150g	作成年月日			
				メーカー	ZABMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD	印	
	材料名	産地・メーカー	HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	品目別規則を 満たす必要
1	カシューナッツ	ベトナム	08.01				有
2	カシューナッツ	インド	08.01			0.50	有
3	せんべい	タイ	19.05				無
4	砂糖	ベトナム	17.01				有
5	ブドウ糖シロップ	タイ	17.02				無
6	塩	タイ	25.01				無
計						10.00	

第28条 原産品(抄)

1 次のいずれかの產品は、締約国の原産品とする。

(c) 非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される產品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

3 使用される材料について関税分類の変更が行われ、または特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、非原産材料についてのみ適用する。

2. 原産品に関する原則的規定 (5)実質的変更基準の事例

実質的変更基準の事例

【ポイント2】

品目別規則を満たさない非原産材料については、救済的な規定
(例えば、累積や僅少の非原産材料)の適用を考える

配合表

商品名		Cashew Nuts ABC (N-20133152)		規格	150g		作成年月日		メーカー		ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD		印	
	材料名	産地・メーカー		HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	品目別規則を 満たす必要	品目別規則を					
1	カシューナッツ	ベトナム		08.01				有	満たす					
2	カシューナッツ	インド		08.01			0.50	有	満たさない					
3	せんべい	タイ						無						
4	砂糖	ベトナム		17.01					満たす					
5	ブドウ糖シロップ	タイ		17.02				無						
6	塩	タイ		25.01				無						
				計			10.00							

東南アジア諸国連合の加盟国ではない

東南アジア諸国連合の加盟国ではない

(補足) 第20類の品目別規則には、以下の注釈が付されています。(一部抜粋)

「注釈……第208.19号……の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、……に限る。」

二〇〇八・一九

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

第二〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更(第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)

2. 原産品に関する原則的規定 (5)実質的変更基準の事例

実質的変更基準の事例

【ポイント3】

救済的な規定の条件に適合するか確認する

$$\text{USD}0.5 \div \text{USD}10 \times 100 = 5\%$$

配合表

商品名		Cashew Nuts ABC (N-20133152)		規格				作成年月日		メーカー ZAIMU FOOD INTERNATIONAL CO.,LTD		印	
	材料名	産地・メーカー		HS code	配合量 (g)	配合比 (%)	価格 (USD)	品目別規則を 満たす必要	品目別規則を	DMI			
1	カシューナッツ	ベトナム		08.01				有	満たす				
2	カシューナッツ	インド		08.01			0.50	有	満たさない	適用可			
3	せんべい	タイ		19.05				無					
4	砂糖	ベトナム		17.01				有	満たす				
5	ブドウ糖シロップ	タイ		17.02				無					
6	塩	タイ		25.01				無					
計							10.00						

- 第三十条 僅少の非原産材料
- 附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない。
- 附属書二（第三章関係） 品目別規則
- 第一節 一般的注釈
- この附属書に定める品目別規則の適用上、
- (f) 第三十条に規定する特定の割合であつて、産品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
- (i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の七パーセント

●結論

僅少規定の適用により、タイ原産品として認められる。

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類, 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類
日シンガポール	×										産品のFOB価額の7%以下		×		
日メキシコ	産品の取引価額の10%以下（※1）	×	産品の取引価額の10%以下（※1）				×	産品の取引価額の10%以下（※1）							
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×														
日チリ	×									産品のFOB 価額の7% 以下	2008.92：産品の FOB価額の10%以下	産品のFOB価額の 7%以下	×		
											2008.92以外：産品 のFOB価額の7%以下				
日タイ	×									産品のFOB価額の7%以下					
日アセアン包括	×					産品のFOB価額の10%以下	×	1803.10，1803.20， 1805.00：産品の FOB価額の10%以下	産品のFOB価額の10%以下		2103.90：産品のFOB 価額の7%以下	産品のFOB価額の10%以下	×		
							その他：×	その他：×							
日スイス	産品の工場渡し価額の7%以下														
日ベトナム	×			0901.21，0901.22： 産品のFOB価額の 10%以下	×	産品のFOB価額の 10%以下	×	1803.10，1803.20， 1805.00：産品の FOB価額の10%以下	産品のFOB価額の10%以下		2103.90：産品のFOB 価額の7%以下	産品のFOB価額の10%以下	×		
				その他：×				その他：×			その他：×				
日インド	×					産品のFOB 価額の7% 以下	1604.20，1605.20， 1605.90：×	産品のFOB価額の7%以下			2101.11，2101.20， 2106.10，2106.90：×	2207.10，2207.20：×	産品のFOB価額の7% 以下		
							その他：産品の FOB 価額の7%以下				その他：産品の FOB 価額の7%以下	その他：産品の FOB 価額の7%以下			その他：産品の FOB 価額の7%以下
日ペルー	産品のFOB価額の10%以下（※2）	×	産品のFOB価額の10%以下（※2）				×	産品のFOB価額の10%以下（※2）							
日オーストラリア	産品のFOB価額の10%以下（※3）														
日モンゴル	産品のFOB価額の10%以下（※4）														

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※2：製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※3：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※4：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

3. 原産地規則の手続的規定

(1) 積送基準

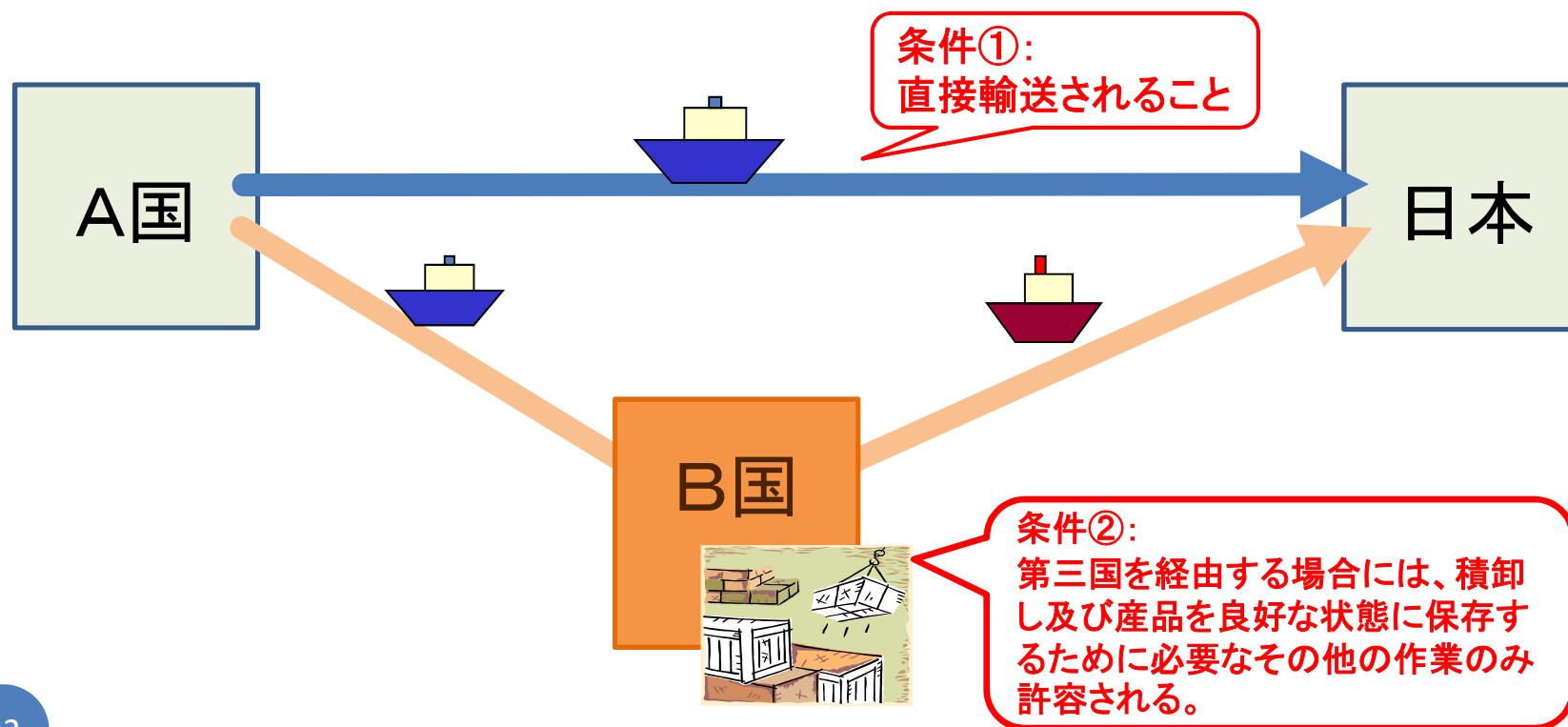
(2) 税関における手続き

積送基準

積送基準とは

⇒ 貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は原産品としての資格を保持する

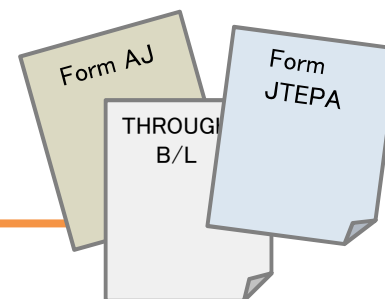


税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書

(全てのEPAで採用)

② 自己申告制度に基づく(※)原産品申告書等

輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等

(日オーストラリアEPAで①と併用)

※原産品申告書等:原産品申告書及び原産品であることを明らかにする書類

③ 認定輸出者による原産地申告

輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能

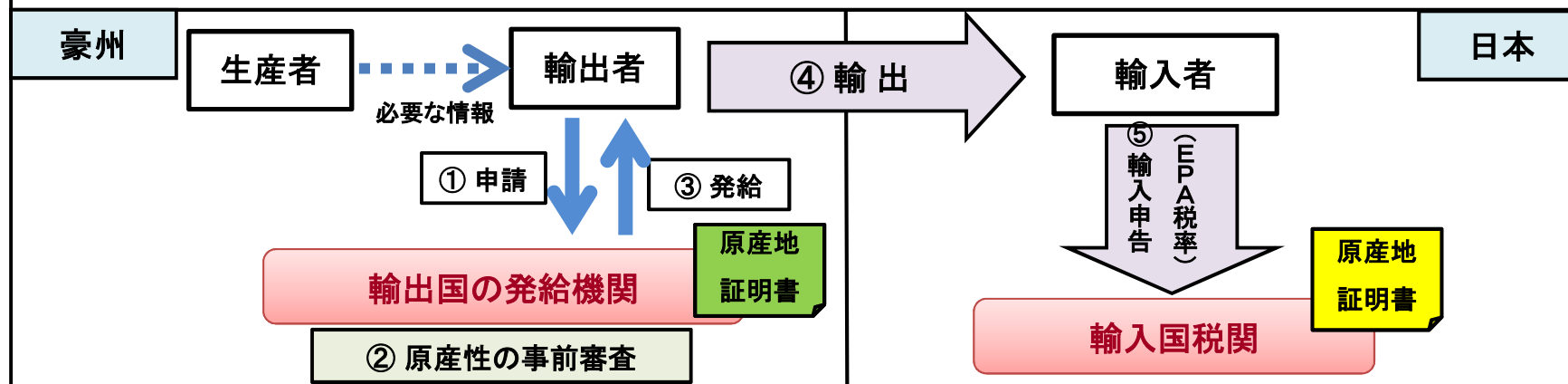
(日スイスEPA、日ペルーEPA、改正日メキシコEPAで①と併用)

3. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

原産地証明書等の発給から輸入申告までの流れ

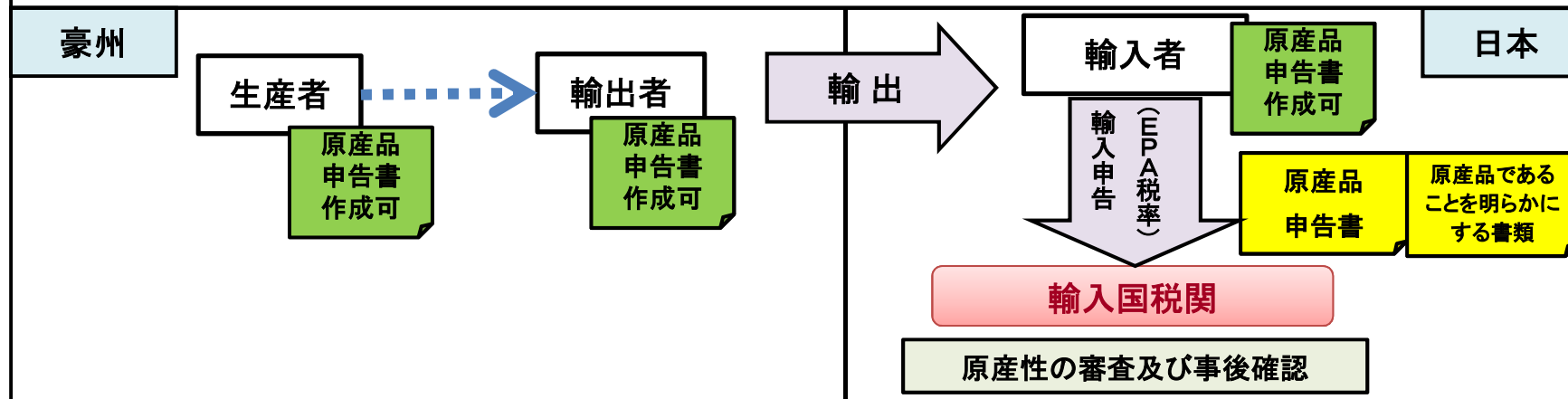
第三者証明制度

- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。



自己申告制度

- ◆ 日豪EPAにおいて初めて採用。
- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類を日本税関に提出。
- ◆ 従来の第三者証明制度も利用可能。



3. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

(日豪協定の)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例> 税関様式C第5292号

原産品申告書
(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
オーストラリアワイン(株) ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000

No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No. AB00001	第2204.21号	PSR

5. その他の特記事項
☐ 第三国インボイス

6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5
 作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名
 作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11
 代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名
 代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

本原産品申告書の作成者 ☒ 輸入者、☐ 輸出者、☐ 生産者

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

(日豪協定の)原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式 C 第 5293 号

原 産 品 申 告 明 細 書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第 2204. 21 号
4. 適用する原産性の基準 ☐ WO ☐ PE ☒ PSR (☒ CTC・ ☐ VA・ ☐ SP・ ☐ DMI・ ☐ ACU)	
5. 上記 4. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州○○農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項): 豪州クイーンズランド州○○農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項): 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則 (第 2204.21 号) は、「類変更 (第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表 (材料一覧表) によって確認することができる。	
6. 上記 5. の説明に係る証拠書類の保有者 ☐ 生産者、 ☐ 輸出者、 ☒ 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事 (株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は住所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス (株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

(規格 A 4)

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における製品の番号
- ・製品の関税分類番号 (HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名 (電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関税法基本通達68-5-11の4

(日豪協定の)原産品であることを明らかにする書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.”

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルー EPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

※原則これらの文言通りに記載されていること。
手書きは不可。また英語で記載されていること。

書類の提出時期

・原産地証明書等(※): 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行なう場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び運送要件証明書
の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで
(提出免除: 関税法基本通達67-3-4, 68-5-1)
(保存義務: 関税法施行令第4条の12)

・運送要件証明書: 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

書類の提出免除

- 原産地証明書等：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

輸入国が提出を免除する貨物

* 一般特惠における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特惠に関しては具体的な産品の指定はない。なお、「明らか物品」に該当する物品であっても、経済連携協定税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

- 運送要件証明書：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

その他

- 原産地証明書等の有効期限：発給から1年間

(関税法施行令第61条第3項)

- 対象となる輸入：1回限り

(関税法基本通達68-5-11(2)二)

3. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き

それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名		Certification No.	Number of page /
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「通及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。		AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam	
3. Transport details (means and route) (if known): 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)		積出港、積荷港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。	
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第0910.99号のうちカシュー、第1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各産品については、以下の事項を記入。 ・ 他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・ 当該地方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・ 当該地方の締約国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。) 「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。		5. Preference criteria 特惠基準 下記①～③のカテゴリのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" ③ "PE" 必要に応じ、DMI (第28条: 僅少の非原産材料)、ACU (第29条: 累積)、IIM (第35条: 同一の又は交換可能な材料) を追記。	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 記入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。
8. Remarks: 原産地証明書が通及発給される場合には、発給当時に、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。		7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○ 原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合: 第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○ 原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合: 第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は税関に取引関係が判明するような資料を提出。	
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ 原産国の国名を記入。 Place and Date: _____ 輸出者(又は代理人)による記入。 Signature: _____ ・ 証明書申請の日付 ・ 署名(自署又は署名の形状の印字) Name (printed): _____ ゴム印は不可 Company: _____		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ 輸出締約国の権限のある当局又は指定団体による記入。 Stamp: _____ ・ 日付(原則として船積日を含めその日から3日以内) ⇒ それより後の発給を通及発給として扱う。 Place and Date: _____ ・ 押印(手押し又は印影の形状の印字) ・ 署名(自署又は署名の形状の印字) Name (printed): _____ ゴム印は不可 Signature: _____	

- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備の無い原産地証明書を用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

3. 原産地規則の手続的規定 (2)税関における手続き



ORIGINAL

タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND			Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)		
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN			4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"		
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU					
5. Item number 1.	6. Marks and numbers of packages NO MARK	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country) 1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 "DMI"	8. Origin criterion (see Notes Overleaf) "PS"	9. Gross weight or other quantity 20,000 kg	10. Number and date of invoice ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country) CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 登録署名 CHIANGMAI January 19, 2011 Place and date, signature and		

No. 000000

1 真正性に係る項目

- 様式
- 印影・署名
- 有効期間・遡及発給の記載
- 修正・再発給の記載 等

2 同一性に係る項目

- 品名、数量等
- インボイス番号、輸出入者名
- 特別な品目・説明の記載 等

3 原産性に係る項目

- HS番号
- 特惠基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名			アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠
完全生産品			WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P
原産材料からなる産品			PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B	—	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
	その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—
適用する場合記載	累積		ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—
	僅少の非原産材料		DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—
	代替性のある産品及び材料		—	FGM	FGM	—	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—

(注) 日シンガポール協定、日スイス協定の各原産地証明書には記載されない。

輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期するため、
原産地認定 についての



「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページのピックアップ中「 ■ 税関手続きの案内 ■ 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。

○ 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では15の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しています。さらに、2016年2月にはTPP（環太平洋経済連携協定）が署名され、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が進められており、EPA の重要度がますます高まっています。

東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA 税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講 師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費 用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場 所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gvomu-origin@customs.go.jp

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

4. TPPについて

- (1) TPP原産地規則の概要
- (2) 特恵要求手続(自己申告制度)
- (3) 運送の要件(積送基準)
- (4) 事前教示制度

(1) TPP原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

第A節(原産地基準)

〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、又は③PSRを満たす産品(産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす産品はTPP原産品となる。

〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

第B節(原産地手続)

〈特恵要求手続(証明手続)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された産品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

品目別規則(PSR)(附属書三-D)

それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

(1)TPP原産地規則の概要(つづき)

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。2016年2月4日に署名。

第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

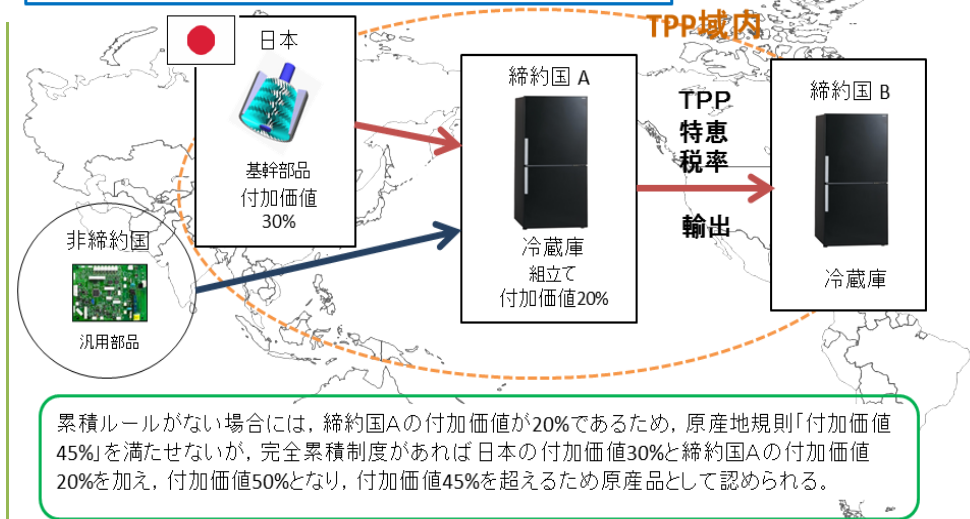
TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所: 内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定

(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)

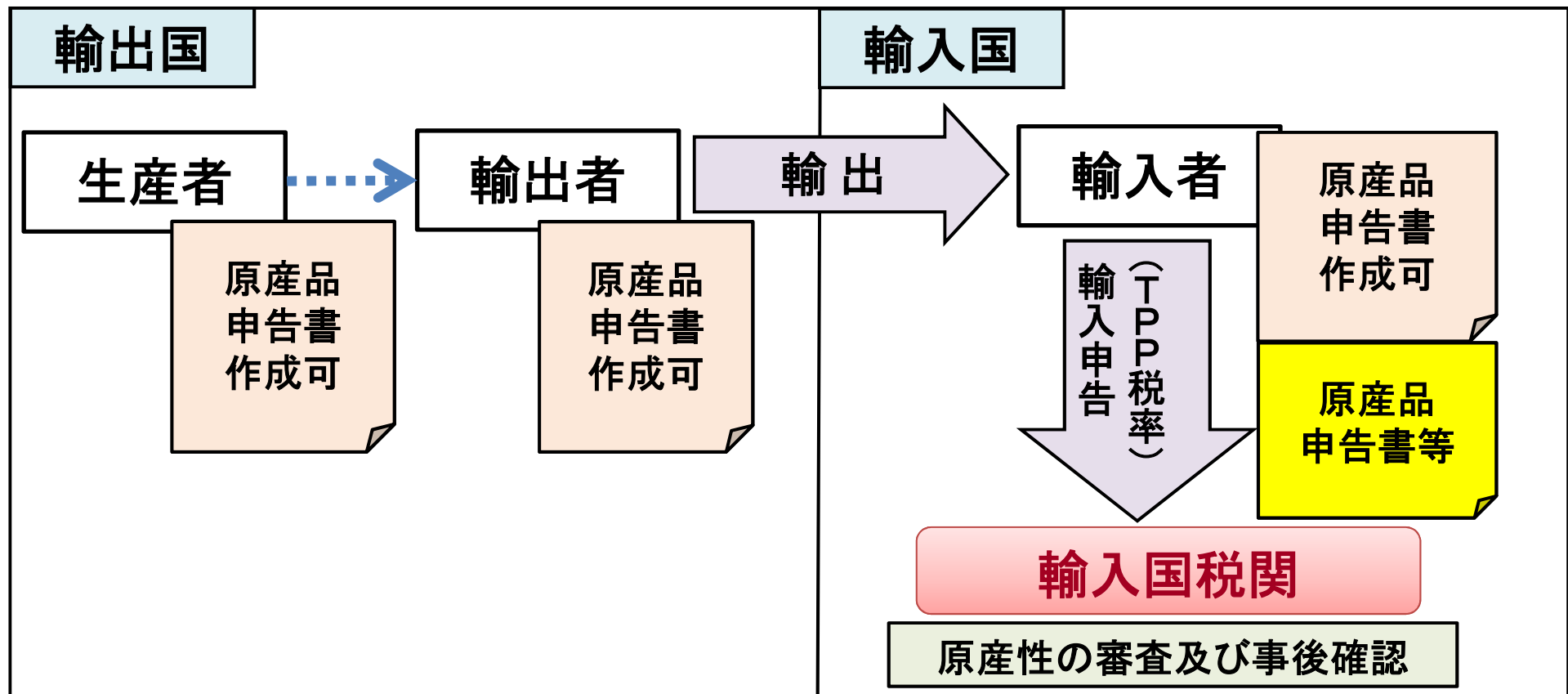


(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、産品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

(2) 特惠要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。
(※) 我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



(3) 運送の要件(積送基準)

○積送基準:TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

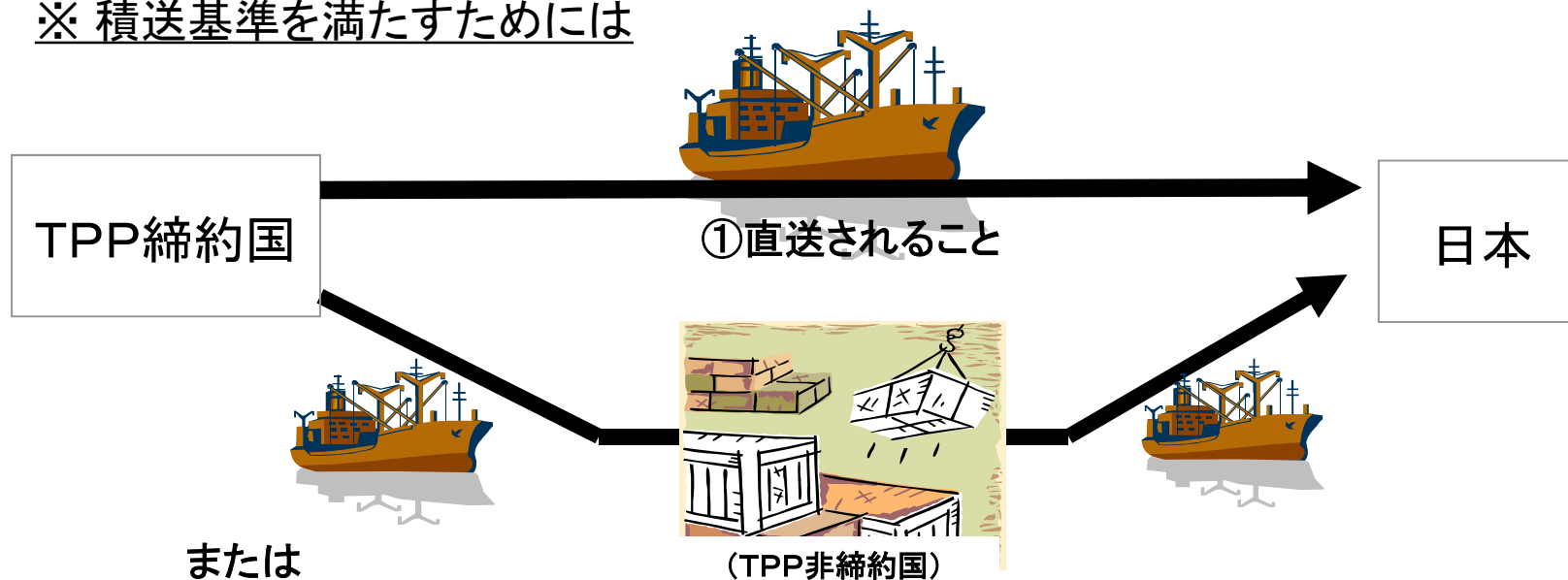
①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

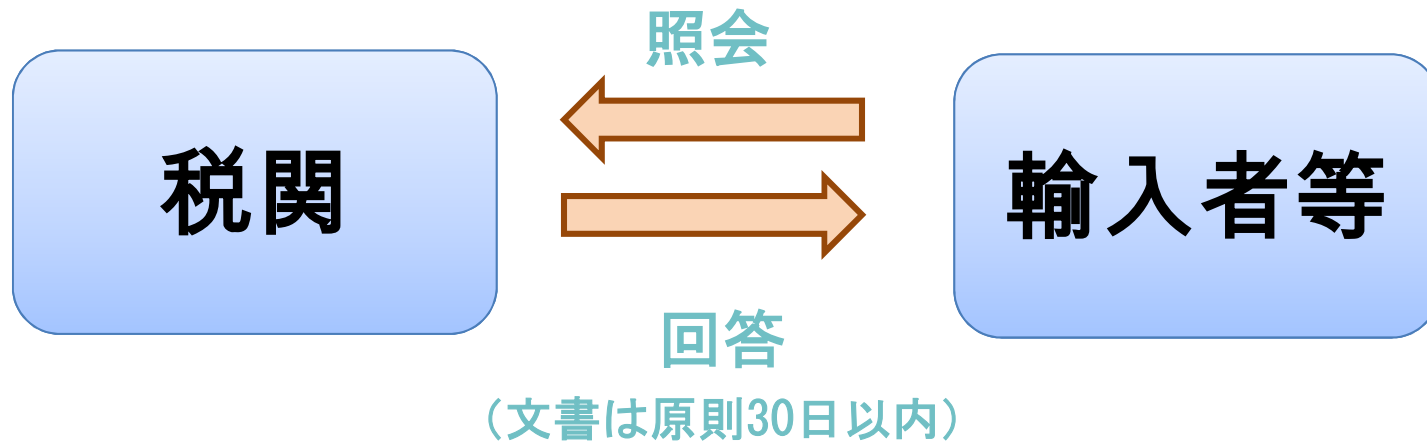
○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



② 第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、蔵置等を除く)が行われていないこと

(4) 事前教示制度



【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、（適用される税率が事前に分かることから）輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。
法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。